

第2号様式（第3条第二号関係）



（注意）

- 1 大きさは、表示を容易に識別することができるものであること。
- 2 戸建ての住宅など小規模な工事現場においては、内容を一部省略することができる。
- 3 本様式には、区市町村名等を追加することができる。